

【和訳】「輸入食品輸出入業者の届出に関する
管理規定」及び「食品輸入記録及び販売記録
に関する管理規定」の公布に関する公告
(質検総局公告第 55 号)

【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

「輸入食品輸出入業者の届出に関する管理規定」及び「食品輸入記録及び販売記録に関する管理規定の公布に関する公告」（質検総局公告第 55 号）は、輸入食品の安全の監督管理を更に強化等するために関連法規等により制定。中国への食品輸出に際して、対中輸出業者、中国側輸入業者、中国側輸入食品貨物業者等の届出が必要であり、留意する必要がある。

「輸入食品輸出入業者の届出に関する管理規定」及び「食品輸入記録及び販売記録に関する管理規定」の公布に関する公告
（質検総局公告第 55 号）

別紙 1 :

輸入食品輸出入業者の届出に関する管理規定

第一章 総 則

第1条 輸入食品輸出入業者の情報、輸入食品の入手元及び販売先を把握し、輸入食品の追跡可能性を保障し、輸入食品に関する安全事件を有効に処理し、輸入食品の安全を保障するために、「中華人民共和国食品安全法」、「国务院による食品などの製品の安全に関する監督管理を強化する特別規定」及び「輸出入食品安全管理弁法」などの法律、行政法規、規則の規定により、本規定を制定する。

第2条 本規定は中国大陸内（香港、マカオを除く）向けに食品を輸出する国外の輸出業者又は代理業者及び国内の輸入食品の貨物受取人（以下、総称して「輸出入業者」という。）の届出管理に適用する。

食品添加剤、食品関連製品、一部の食糧品種、一部のナッツ類、果物、食用の生鮮品など本規定付表に列挙される経営食品の種類以外の製品については、関連規定により執行する。

第3条 国家質検総局は輸入食品輸出入業者の届出に関する監督管理業務を担当し、輸入食品輸出入業者届出管理システム（以下、「届出管理システム」という。）

を構築し、輸入食品輸出入業者の届出名簿を公表、調整する。

国家質検総局が各地に設置する出入国検査検疫機構（以下、「検査検疫機構」という。）は輸入食品の貨物受取人の届出申請を受理し、届出書類の情報を審査確認し、食品が輸入される際、輸出入業者の届出情報に対する確認などの業務を行う。

第二章 輸出業者又は代理業者の届出

第4条 中国向けに食品を輸出する輸出業者又は代理業者は、国家質検総局に対し届出を申請し、その提出する届出情報の真実性について責任を負わなければならない。

第5条 輸出業者又は代理業者は届出管理システムを通じて届出申請表（別添1）を記入提出し、輸出業者又は代理業者の名称、所在国又は地域、住所、連絡担当者の氏名、電話番号、経営食品の種類、記入者の氏名、電話番号などの情報を提供し、提供情報の真実性及び有効性を保証しなければならない。輸出業者又は代理業者は、緊急時に届出情報に従い関係者と連絡がとれることを保証しなければならない。

輸出業者又は代理業者が届出情報を提出した後、届出管理システムによって発行される届出番号及び問い合わせ番号を取得し、届出番号及び問い合わせ番号を通じて届出の進捗状況を確認又は届出情報の修正を行う。

第6条 輸出業者又は代理業者の住所、電話番号などに変更が生じた場合には、届出管理システムを通じて速やかに修正しなければならない。届出管理システムには輸出業者又は代理業者の提出する情報及び情報の修正記録を保存する。輸出業者又は代理業者の名称に変更が生じた場合、改めて届出を申請しなければならない。

第7条 国家質検総局は、完全な届出情報を提出した輸出業者又は代理業者の登録を行う。届出管理システムにおいて届出輸出業者又は代理業者名簿が作成され、

国家質検総局のホームページにおいて公表される。公表名簿の情報には、届出輸出業者又は代理業者の名称及び所在国又は地域が含まれる。

第三章 輸入食品貨物受取人の届出

第8条 輸入食品の貨物受取人（以下、「貨物受取人」という。）は、その工商登録登記地の検査検疫機構に対し届出を申請し、提出する届出情報の真実性について責任を負わなければならない。

第9条 貨物受取人は、食品を輸入する前に所在地の検査検疫機構に対し届出を申請しなければならない。届出を申請する際には、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 正確かつ完全に記入された貨物受取人届出申請表
- (2) 工商営業許可証、組織機構コード証書、法定代表者の身分証明書、対外貿易経営者届出登記表などの写し及び確認のための原本
- (3) 企業品質安全管理制度
- (4) 食品安全関連組織機構の設置、部門の職能及び業務ポストの職責
- (5) 経営予定の食品の種類、保管場所
- (6) 2年以内に食品の輸入、加工及び販売に従事した場合、関連する説明（食品の品種、数量）
- (7) 検査手続を自ら行う場合、検査手続を自ら行う単位の届出登記証明書の写し及び確認のための原本

検査検疫機構は企業の提供する情報を確認の上、届出を許可する。

第10条 貨物受取人は上記の書面資料の提供と同時に、届出管理システムを通じて届出申請表（別添2）を記入提出し、貨物受取人の名称、住所、連絡担当者の氏名、電話番号、経営食品の種類、記入者の氏名、電話番号及び保証書などの情報を提供しなければならない。貨物受取人は、緊急時に届出情報に従い関係者と連絡がとれることを保証しなければならない。

貨物受取人が届出情報を提出した後、届出管理システムによって発行される申請番号及び問い合わせ番号を取得し、申請番号及び問い合わせ番号を通じて届出の進捗状況の調査又は届出情報の修正を行う。

第11条 貨物受取人の住所、電話番号などに変更が生じた場合、速やかに届出管理システムを通じて修正申請をしなければならない。検査検疫機構の審査許可を経た上で修正される。届出管理システムには貨物受取人の提出する情報及び情報の修正記録を保存する。

第12条 届出申請書類が整っている場合、検査検疫機構は受理し、5営業日以内に登録業務を完成しなければならない。

第13条 検査検疫機構は貨物受取人の届出書類及び電子情報を確認した後、届出番号を発行する。届出管理システムにおいて届出貨物受取人名簿が作成され、国家質検総局のホームページにおいて公表される。公表名簿の情報は、届出を行う貨物受取人の名称、所在地直属の出入国検査検疫局名称などが含まれる。

第四章 監督管理

第14条 検査検疫部門は、届出済みの輸入食品輸出入業者の届出情報について監督し、抜き取り検査を実施する。

各地の検査検疫機構は、輸入食品に記載される情報を通じて輸出業者又は代理業者の届出情報を確認し、関連証明書類を通じて又は現場で、貨物受取人の提供する届出情報を確認する。

届出情報が要求に適合しない場合、届出情報の更正及び修正を要求しなければならない。要求にしたがって速やかに届出情報の更正及び修正をしない場合、関連情報を輸出入食品生産経営企業の不良評価記録に記載しなければならない。

第15条 輸入食品の貨物受取人又はその代理人が輸入食品の検査を行う際、検査書類に輸入食品の輸出入業者の名称及び届出番号を明記しなければならない。検

査検疫機構は届出番号及び輸入食品の輸出入業者名称などの情報と届出情報の一致を確認しなければならず、届出が行われていない場合又は届出情報との不一致がある場合、届出手続の完成又は関連情報の更正を告知する。

第16条

- (1) 輸出業者又は代理業者が届出を申請する際に虚偽の届出書類及び情報を提出した場合、登録を行わず、届出済みの場合には届出番号を取り消す。
輸出業者又は代理業者が中国に輸出した食品に疫病発生又は品質安全問題がある場合、評価記録管理対象とし、その輸入食品に対する検査検疫を強化する。その他の規定違反行為については関連法律法規の規定に基づき処理する。
- (2) 貨物受取人が届出を申請する際に虚偽の届出書類及び情報を提出した場合、登録を行わない。届出済みの場合には、届出番号を取り消す。
貨物受取人が届出番号を譲渡、借用、改ざんした場合、評価記録管理対象とし、その輸入食品に対する検査検疫を強化する。

第五章 付 則

第17条 本規定は、2012年10月1日から施行される。

別添1

輸出業者又は代理業者の届出申請表

Application Form of Food Exporter/Agent

<input type="checkbox"/> 初回届出申請 Initial Filing
第1項--企業情報 Section 1-Applicant's Information
*企業名称 (中国語、英語) Name (in Chinese AND English)
*企業住所 (中国語、英語) Address (in Chinese AND English)
*企業タイプ Company Type : <input type="checkbox"/> 輸出業者 Exporter <input type="checkbox"/> 代理業者 Agent

本法令中文日訳は農林水産省「H24年度東アジア食品産業海外展開支援事業」の一環で実施。

Copyright(C) 2013JETRO. All rights reserved.

*国家（地区）Country/Region :	*郵便番号 Postal Code
*連絡担当者の氏名 Contact Name :	
*連絡担当者の電話/ファクス（国家/地区コード及び地域コードを明記）又は携帯電話 Contact Telephone/Fax（Include Area/Country/Region Code） or Cell Phone :	
*連絡担当者のメールアドレス Contact E-mail :	
*第2項--経営食品の種類（複数選択） Section 2-Food Category of Operation	
<input type="checkbox"/> 肉類 meat <input type="checkbox"/> タマゴ及び製品類 egg and egg products <input type="checkbox"/> 水産品及び製品類 aquatic products and preserved aquatic products <input type="checkbox"/> 漢方薬の材料類 traditional Chinese medicinal materials of animal and plant origin <input type="checkbox"/> 穀物及び製品類 grains and grain products <input type="checkbox"/> 油脂及び植物油の原料類 oil and oil seeds <input type="checkbox"/> 飲料類 soft drinks and drinking water <input type="checkbox"/> 砂糖類 sugar <input type="checkbox"/> 野菜及び製品類 vegetable and vegetable products <input type="checkbox"/> 植物性調味料類 processed flavorings of plant origin <input type="checkbox"/> ドライフルーツとナッツ類 dried fruits and nuts <input type="checkbox"/> その他植物源性食品類 other plant origin food <input type="checkbox"/> 缶詰類 canned foods <input type="checkbox"/> 乳製品類 dairy products <input type="checkbox"/> ハチミツ製品類 bee products <input type="checkbox"/> 酒類 alcoholic beverage <input type="checkbox"/> 菓子・ビスケット類 pastry biscuits and crackers	

<input type="checkbox"/> 果物のシロップ漬け類 candied (preserved) fruits <input type="checkbox"/> タバコ類 cigarette <input type="checkbox"/> お茶類 tea <input type="checkbox"/> 調味料類 processed flavorings <input type="checkbox"/> その他加工食品類 other processed foods <input type="checkbox"/> 特殊食品類 foods for special dietary uses <input type="checkbox"/> その他。説明してください。 others、 please describe
第3項--中国貿易パートナー情報 Section 3-Information of the Chinese Trade Partner to be contracted with :
企業名称 (中国語) Name (in Chinese) :
企業住所 (中国語) Address (in Chinese) :
連絡担当者 Contact person :
電話/ファクス Telephone/Fax :
メールアドレス E-mail :
第4項--保証書 Section.4-letter of commitment
ここに上記資料情報は正確且つ真実であることを保証する。I hereby commits: The information we submit is authentic and accurate.
*記入者の氏名 (活字体) Contractor name (in printing version) :
*記入者の電話/ファクス又は携帯電話 Contractor' s office Telephone/Fax or cell phone :
*記入者のメールアドレス Contractor' s E-mail Address :
*記入日 Date of submitting this form :
第5項--記入説明 Note
1、 “*” の項目は要記入。The above items with mark * must be effectively filled in.

別添 2

貨物受取人届出申請表

第1項--届出申請項目
<input type="checkbox"/> 初回届出
第2項--企業資料

<input type="checkbox"/> 缶詰類 canned foods <input type="checkbox"/> 乳製品類 dairy products <input type="checkbox"/> ハチミツ製品類 bee products <input type="checkbox"/> 酒類 alcoholic beverage <input type="checkbox"/> 菓子・ビスケット類 pastry biscuits and crackers <input type="checkbox"/> 果物のシロップ漬け類 candied (preserved) fruits <input type="checkbox"/> タバコ類 cigarette <input type="checkbox"/> お茶類 tea <input type="checkbox"/> 調味料類 processed flavorings <input type="checkbox"/> その他加工食品類 other processed foods <input type="checkbox"/> 特殊食品類 foods for special dietary uses <input type="checkbox"/> その他。説明してください。 others、 please describe
第4項--企業保証書
ここに上記資料情報は正確且つ真実であることを保証する。
*記入者の氏名（活字体）：
*記入者の電話/ファクス又は携帯電話：
*記入者のメールアドレス：
*記入日：
第5項--記入説明
1、“*”の項目は要記入。

別紙 2 :

食品輸入記録及び販売記録に関する管理規定

第1条 輸入食品の入手元及び販売先を把握し、輸入食品の追跡可能性を確保し、食品輸入記録及び販売記録の監督管理を強化するために、「中華人民共和国食品安全法」及びその実施条例、「国務院による食品などの製品の安全に関する監督管理を強化する特別規定」、「輸出入食品安全管理弁法」など法律、行政法規、規則の要求に基づき、本規定を制定する。

第2条 本規定は出入国検査検疫機構の食品輸入記録及び販売記録に対する監督管理に適用される。

「輸入食品輸出入業者の届出に関する管理規定」別添 1 に列挙される経営食品の種類以外の製品（食品添加剤、食品関連製品、一部の食糧品種、一部のナッツ類、果物、生鮮品など）については、関連規定により執行する。

第3条 食品輸入記録とは、食品及びその関連輸入情報が記載される書面又は電子書類をいう。

輸入食品販売記録とは、輸入食品の貨物受取人（以下、「貨物受取人」という。）が輸入食品を食品経営者又は消費者のために提供することが記載される書面又は電子書類をいう。

第4条 貨物受取人は、完全な食品輸入記録及び販売記録制度を確立し、厳格に執行しなければならない。

第5条 輸入食品の通関地の出入国検査検疫機構が輸入食品の輸入記録及び販売記録の監督管理業務を行う。

第6条 貨物受取人は専門の食品輸入記録を確立し、専任担当者を指定しなければならない。

第7条 貨物受取人の確立する食品輸入記録には以下の内容を含むものでなければならない。

輸入食品の名称、ブランド、規格、数量重量、貨物価値、生産ロット番号、生産日、賞味期限、原産地、輸出国又は地域、生産企業の名称及び中国における登録番号、輸出業者又は代理業者の届出番号、名称及び連絡方法、貿易契約番号、輸入港、目的地、必要に応じて発行される国（境）外政府又は政府授権機構の発行する関連証書の番号、検査書類番号、入国時間、保管場所、連絡担当者の電話番号など。記録の書式は別添1の通り。

第8条 貨物受取人は、以下の輸入記録資料書類を保存しなければならない。貿易契約、船荷証券、必要に応じて発行される国（境）外政府の関連証書、検査書類の写し、出入国検査検疫機構の発行する「入境貨物検査検疫証明」、「衛生証書」などの書類の副本。

第9条 貨物受取人は専門の輸入食品販売記録（食品輸入後直接小売に用いる場合を除く）を確立し、専任担当者を指定しなければならない。

第10条 輸入食品販売記録には、販売先記録、クレーム及び回収記録などの内容を含まなければならない。

販売先記録には、輸入食品の名称、規格、数量重量、生産日、生産ロット番号、販売日、購入者（使用者）の名称及び連絡方法、出庫書類番号、インボイス通し番号、食品回収後の処理方法などの情報を含まなければならない。記録の書式は別添2の通り。

販売対象の苦情及び回収記録には、かかる輸入食品の名称、規格、数量重量、生産日、生産ロット番号、回収又はクレームの原因、自己調査分析、応急処理方法、後続の是正措置などの情報を含まなければならない。記録の書式は別添3の通り。

第11条 貨物受取人は以下の販売記録資料書類を保存しなければならない。売買契約、販売インボイスの控え、出庫書類などの書類の原本又は写し。自家用食品の貨物受取人は、さらに加工使用記録などの資料も保存しなければならない。

第12条 貨物受取人は、食品輸入及び販売記録を適切に保存し、汚染、破損及び紛失を防止しなければならない。食品輸入及び販売記録の保存期間は2年以上とする。

第13条 輸入食品の通関地の出入国検査検疫機構は、貨物受取人の食品輸入及び販売記録を検査しなければならない。

第14条 本規定にいう貨物受取人とは、中国大陸内（香港、マカオを除く）と海外取引先で貿易契約を締結する実際の貨物受取人をいう。

第15条 本規定は2012年10月1日から施行する。

別添 1

食品輸入記録

貨物受取人名称：

貨物受取人届出番号：

輸入日	食品の名称	ブランド	規格	数量	重量	商品価値	生産ロット番号	生産日	賞味期限	原産地	輸出先国(地域)	生産企業の名称	生産企業の中国における登録番号(あれば)
輸出業者/代理業者届出番号	輸出業者/代理業者の名称	輸出業者/代理業者連絡方法	貿易契約番号	輸入港	目的地	国(境)外検査検査証書など証書番号	検査書類番号	入国日	保管場所	保管場所	連絡担当者及び電話番号	備考	

記入者：

審査確認：

別添2

輸入食品販売記録

貨物受取人名称：

貨物受取人届出番号：

販売日 期	輸入食 品の名 称	規格	数量	重量	生産 日	生産 ロッ ト番 号	購入者/ 使用者の 名称	購入者/ 使用者の住 所及び電 話番号	出庫書 類番号	インボ イス通 し番号	食品回 収後の 処理方 法	備考

記入者：

審査確認：

別添 3

輸入食品販売対象の苦情及び回収記録

番号：

日付				
輸入食品の名称				
回収又は販売対象 苦情の原因				
製品生産ロット番号	生産日	規格	数量	重量
自己調査分析				
応急処理方式				
後続の是正措置				
部門責任者（署名）			企業責任者（署名）	
備考				